

R8 ライフデザイン支援事業(イベント)委託業務公募型プロポーザル説明会

Q プラン作成セミナーのオンデマンド型について、委託期間的にタイトな動きになると想定しているが、対象先(事業所や大学等)に動画の URL を提供した時点で事業完了と見なされるのか、実際に対象先に視聴してもらうことで事業完了となるのか。

A 事業所や大学等が動画コンテンツを活用して集合型研修を行い、参加者に対してアンケートを実施します。そのアンケートを回収することで事業完了となります。

Q プラン作成セミナーのオンデマンド型について、アンケートの回答は必須か。得られなかった場合は数としてカウントされないのか。

A 動画コンテンツの利用条件として「終了時にアンケートを実施すること」(仕様書 p.2)としているため、アンケートの回答は必須です。

Q 集客の目標値が未達だった場合の契約不適合責任について。学校側のカリキュラムの都合など外部要因で想定していた数値に達しない場合もあるが、結果として集客数や動員数が未達だった場合、委託料の減額の対象となるのか。

A 仮に外部要因で目標数値が達成できなかった場合は、理由書等を提出していただいた上で判断させていただきます。

Q 業務が多岐にわたっており、全てを大規模に開催することが難しい場合も想定される。業者選定後に委託者と協議・調整を行う中で現実的な実施回数や制作本数を調整することは可能か。

A 委託業務を行うにあたっては、募集要領及び仕様書に定める要件を満たすことが大前提ですので、見積限度額内で最大限の効果が得られる提案を行ってください。なお、選定後に、候補者と県は、提出された企画提案内容をもとに、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議・調整を行うこととしておりますので、ご提案を踏まえた協議・調整を行います。